

# 盛岡中央高等学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止等の対策に関する基本的な事項

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、学校、家庭、地域、関係機関を含めた社会全体でいじめの問題に対峙する必要がある。

このような考えを基礎として、本校は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発予防に努める。

### 2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立って行う。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、それを取り巻く集団等（はやしたてる「観衆」、暗黙の了解を加える「傍観者」）に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、刑法上の暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪などに抵触する可能性があり、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

#### 4 いじめ防止等の対策のための組織【いじめ防止対策推進法第22条】

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

##### (1) 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導課長、保健厚生課長、関係学年長、養護教諭 等

なお、校長は必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー等の出席を求めることができる。

##### (2) 役割・取組内容

ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

カ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

キ いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

##### (3) 開催時期

年3回（6月・11月・3月）を定例会として開催する。いじめ事案の発生時は、事態の収束まで随時開催する。

## II いじめの防止のための取組

### 1 教職員の役割と取組

(1) わかる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。

(2) 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。

(3) 自己有用感や自己肯定感を高め、学級での居場所づくりに努める。

(4) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

(5) いじめ防止の啓発に向け、標語やポスターを掲示すること、いじめ問題について考え、話し合うHR等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。

(6) 全校集会やホームルーム活動等で日常的にいじめ問題について取りあげることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。

- (7) 道徳教育を始めとする教育活動全般を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- (8) ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育を行う。
- (9) 学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。  
※ 特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒 等
- (10) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

## 2 生徒に育む力とその取組

- (1) 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を育む。
- (2) ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 生徒は主体的に次に示すような取組を行う。
  - ア いじめ防止標語・ポスターの作成
  - イ 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組

## 3 家庭・地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針を、ホームページなどに掲載して保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
- (2) いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に、生徒・保護者・関係機関等に説明する。
- (3) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

## 4 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

# Ⅲ いじめの早期発見のための取組

## 1 いじめの早期発見のために

- (1) 生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
- (2) クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。

- (3) 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (4) 学級日誌、生徒との対話や普段の授業等から情報を収集しながら、教職員間で情報を共有し発見に努める。

## 2 いじめアンケート・教育相談の実施

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査  
年2回（6月、11月）
- (2) 学校生活に関する二者面談  
年5回（4月、6月、8・9月、11月、3月）
- (3) スクールカウンセラーによる相談機会の確保 ※希望者  
月1回
- (4) いじめが疑われる場合に行う臨時アンケート調査
- (5) 外部相談機関の紹介

※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた資料や報告書は5年間保存する。文部科学省：「不登校重大事態に係る調査の指針」より

## IV いじめ事案への対処

### 1 いじめ事案に対する基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、相談や通報を受けたりした場合には、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止等対策委員会」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規程に違反し得る。【いじめ防止対策推進法第23条】
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの解消に向けては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、「いじめ防止等対策委員会」に報告する。
- (2) 「いじめ防止等対策委員会」は生徒指導課と連携し、事実確認を行う。
- (3) 確認された事実関係に基づいて、「いじめ防止等対策委員会」が当該行為をいじめにあたるかどうか判断する。
- (4) いじめにあたりと判断された場合、生徒指導の事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保するとともに、安心して教育を受けることができるための措置を講じる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条および学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (2) 当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるように、全ての生徒が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう支援する。

### 4 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒がプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じるための支援を行う。
- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡西警察署と連携して対処する。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

## 2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校法人龍澤学館（学校の設置者）に報告する。

## 3 重大事態の調査（調査主体は学校法人龍澤学館が決定）

### (1) 学校が調査の主体となる場合

- ア 「いじめ重大事態調査委員会」を設置し【いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項】、その事態に対処し、事実関係を明確にするために調査を行う。
- イ 調査においては、当該いじめ事案の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、客観的な事実関係を速やかに調査することに努める。
- エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。このとき、関係者の個人情報には十分に配慮する。

### (2) 学校の設置者（学校法人龍澤学館）が調査の主体となる場合

学校法人龍澤学館の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## VI いじめの解消

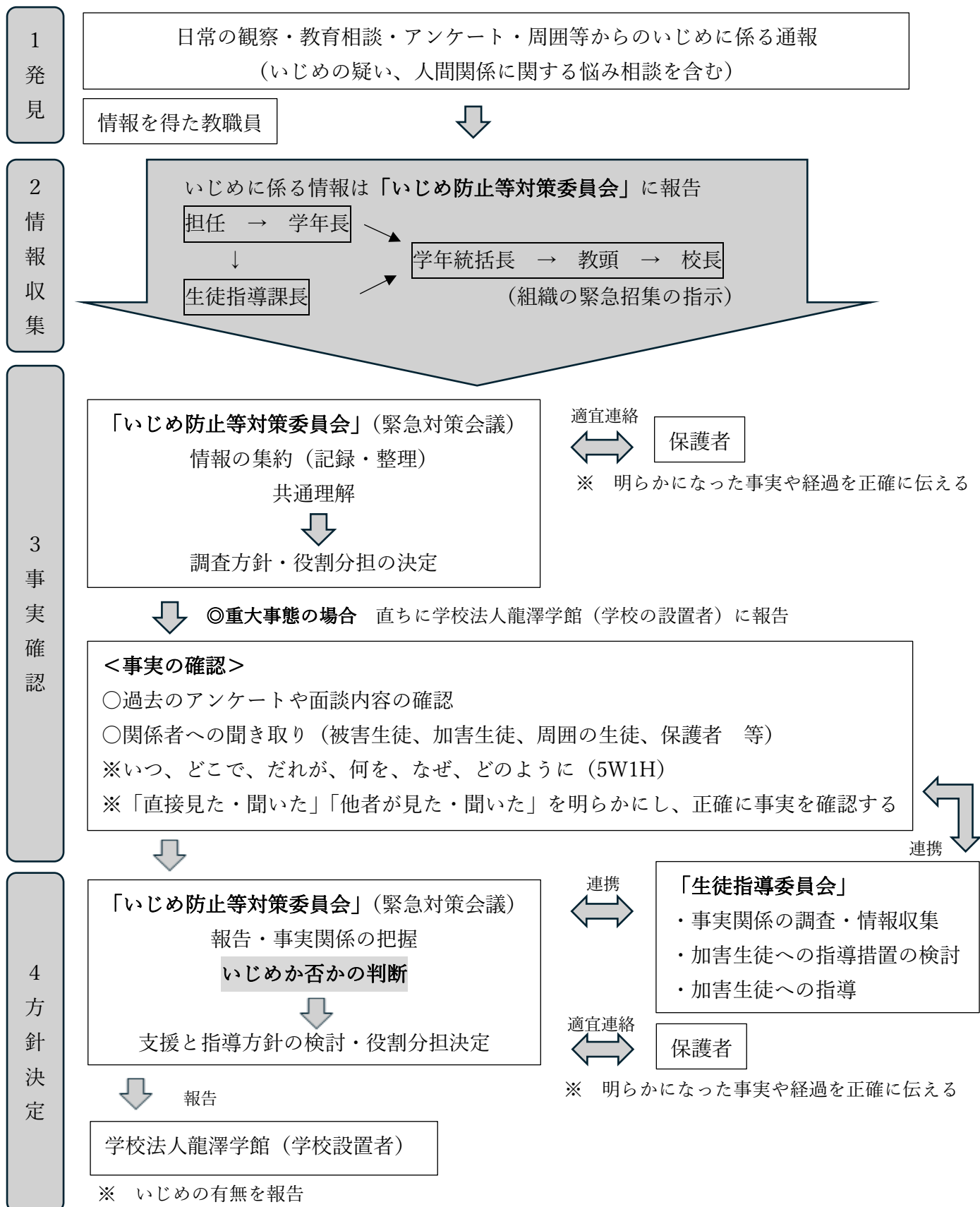
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

- (1) 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも 3 ヶ月以上止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害生徒本人及びその保護者に対して、苦痛を感じていないか面談等により確認する。

## VII 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	生徒への支援	生徒主体の取組	家庭との連携 相談機関の紹介	教職員の理解と 資質向上
4月	二者面談① スクールカウンセラー①		「いじめ防止基本方針」の配布・説明 新入生オリエンテーション	初任者研修
5月	スクールカウンセラー②	標語による啓発（生活委員会）	保護者への啓発 （PTA 全体会）	
6月	いじめアンケート① 二者面談② スクールカウンセラー③	体育大会		「いじめ防止等 対策委員会」（定例会①） 校内研修会
7月	スクールカウンセラー④ 三者面談①	昇龍祭	いじめ防止の周知 （終業式）	
8月	二者面談③ スクールカウンセラー⑤			
9月	スクールカウンセラー⑥	CHUO 国際教育フォーラム		
10月	スクールカウンセラー⑦		保護者への啓発 （PTA 全体会）	
11月	いじめアンケート② 二者面談④ スクールカウンセラー⑧	ポスターによる啓発 （生活委員会）		「いじめ防止等 対策委員会」（定例会②）
12月	スクールカウンセラー⑨ 三者面談②		いじめ防止の周知 （終業式）	校内研修会
1月	スクールカウンセラー⑩			
2月	スクールカウンセラー⑪			
3月	二者面談⑤ スクールカウンセラー⑫			「いじめ防止等 対策委員会」（定例会③）

## VIII 早期発見・事案対処について





<いじめ解消に向けた支援>

被害生徒への支援

- ・受容と共感
- ・安心と安全の確保
- ・学習権の保障

加害生徒への支援

- ・いじめの背景にある心の痛みの受容
- ・仕返し行為の防止

いじめが起きた集団への働きかけ

- ・心の痛みの共有
- ・好ましい人間関係構築の支援
- ・集団としての秩序の維持

保護者への対応

- ・事実の報告
- ・思いの受容
- ・理解と協力の要請

※「被害生徒・加害生徒の未来のために」という目標を共有する

解消に向けた継続指導



- SC等の外部専門家
- 関係機関（警察・児童相談所・法務局等）
- 地域



観察



再発防止

※いじめ解消や再発防止に向けた対応が学校だけでは困難な事案対応に緊密な連携

<いじめ解消の要件>

- ①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3カ月）
- ②心身の苦痛を感じていないこと

新たな未然防止の取組（PDCA サイクルで検証）

平成 26 年 10 月 策定

平成 29 年 4 月 改訂

平成 30 年 5 月 改訂

令和 7 年 2 月 改訂